

医療保険制度について！

医療保険制度には、職域・地域、年齢（高齢・老齢）に応じて次の種類があります。

医療保健の種類		保険に加入する人	届出先
健康保険	政府管掌健康保険	民間会社に勤める人とその扶養家族(会社に健保組合がない場合)(※注)	事業主を通じて社会保険事務所
		民間会社に勤める日雇い労働者とその扶養家族(※注)	
	組合管掌健康保険	民間会社に勤める人とその扶養家族(会社単位等で健保組合がある場合)(※注)	それぞれの健保組合
船員保険		船員とその扶養家族(※注)	地方社会保険事務局
共済組合	国家公務員等共済組合	国家公務員・公共企業体等の職員とその扶養家族(※注)	それぞれの共済組合
	地方公務員共済組合	地方公務員とその扶養家族(※注)	
	私立学校教職員等共済組合	私立学校の教職員とその扶養家族(※注)	
国民健康保険組合(市町村の国民健康保険とは別)		上記に加入していない、同業者の地域組合の組合員とその扶養家族(※注)	それぞれの国保組合
長寿医療制度(後期高齢者医療制度)		75歳以上のおおよび65歳～74歳で一定の障害の状態の方で後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人	住民課保険班
市町村国民健康保険		上記以外のすべての方	

(※注)長寿医療制度加入者は除く

なお、会社を退職した方でも、国民健康保険に入らないで、原則として2年間に限って前の健康保険を任意継続できる制度があります。

【申請できる方】職場の健康保険に2ヵ月以上加入していた方

【申請期限】退職して20日以内

【手続き】お住まいの地区の全国健康保険協会又は職場の健康保険組合

国民健康保険からのお願い

すべての住民の方は何らかの健康保険制度に加入するよう法律で定められています。退職などにより離職された場合で、社会保険等の任意継続をされなかった場合、一時的でも市町村の国民健康保険へ加入することとなりますので、加入手続きなど住民課保険班へお尋ねください。

問い合わせ先

役場住民課保険班 ☎ 78-3111 (119・120)

あなたの「地域づくり」を応援

水俣芦北地域振興財団地域振興事業助成金2次募集！

●対象者

町内に事務所を置き、組織及び責任の所在が明確な民間団体等

●対象となる事業

- ①地域の産業の振興に関する事業
- ②自主的な地域づくり活動を支援する事業
- ③地域の再生・振興を図るために必要な事業

●助成限度額 400万円

●事業期間 平成21年9月～平成22年3月

●申込締切 平成21年6月19日(金)

●問い合わせ先

振興課自立振興班 ☎ 78-3111 (224)

※申請予定の方はお早めにご相談ください。

川内地区からイベント情報

つなぎ・どろんこバレー大会

●開催日

5月31日(日) 【雨天決行】

開会式 午前9時45分～

(受付は9時～)

●場 所

川内地区内田んぼ

●参加資格

小学生以上で遊び心と健康に自信のある方

●チーム編成

1チーム5人(登録は7人まで)

●参加料

1チーム4,000円(昼食・保険料含)

※事前入金が必要です※

●募集チーム

40チーム(先着順)

●申込期間

～5月13日(水)まで

●問い合わせ先

役場内どろんこバレー実行委員会事務局

☎ 78-3111 、 Fax78-3116